

令和5年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第1日（令和5年12月4日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

### 議事日程

日程第1 議席の指定及び一部変更の件

日程第2 審議期間の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 報告第 8号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

議案第57号 令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について

議案第58号 令和5年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第59号 令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第60号 令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第61号 令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について

議案第62号 令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第63号 土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 土佐清水市爪白キャンプ場の指定管理者の指定について

議案第74号 土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 坂下文宏君 | 2番 | 新谷英生君 |
| 3番 | 形岡弘士君 | 4番 | 谷口佳保君 |
| 5番 | 弘田条君 | 6番 | 武政健三君 |
| 7番 | 山崎誠一君 | 8番 | 吉村政朗君 |
| 9番 | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君 |
| 12番 | 永野裕夫君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

11番 浅尾公厚君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主任 | 生原ひさよ 君 |
| 主事補 | 池 貴弘 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**出席要求による出席者**

|    |        |     |         |
|----|--------|-----|---------|
| 市長 | 程岡 庸 君 | 副市長 | 磯脇 堂三 君 |
|----|--------|-----|---------|

|                      |         |                         |         |
|----------------------|---------|-------------------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長       | 井上 美樹 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 谷崎 清 君  |
| 企画財政課長               | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  |
| 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 | 消 防 長                   | 宮地 直道 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長        | 中村 浩司 君 | 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  |
| 福祉事務所長               | 岡田 哲治 君 | 市 民 課 長                 | 岡田 旭生 君 |
| まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長                  | 酒井 満 君  |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                 | 山本 実 君  |
| じんけん課長               | 窪内 研介 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 |
| 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 | こども未来課長                 | 中津 恵子 君 |
| 生涯学習課長補佐             | 池内 正樹 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会12月会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。11番浅尾公厚君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議席の指定及び一部変更の件」を議題といたします。

さる10月22日の市議会議員補欠選挙により新たに御当選になりました坂下文宏君及び谷口佳保君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読いたさせます。

（職員朗読）

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

なお、地方自治法第109条第9項及び委員会条例第7条の規定により、11月7日、坂下文宏君を産業厚生常任委員及び予算決算常任委員に、谷口佳保君を産業厚生常任委員及び予算決算常任委員に選任しましたので、御報告いたします。

また、10月11日、予算決算常任委員会の委員長の互選の結果について報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

予算決算常任委員会委員長 前田 晃君。

以上のとおりであります。

日程第2、「審議期間の決定」を議題といたします。

12月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 弘田 条君。

(議会運営委員会委員長 弘田 条君登壇)

○議会運営委員会委員長(弘田 条君) おはようございます。

ただいま議題となっております12月会議の審議期間につきましては、11月27日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から12月20日までの17日間と決定いたしました。

審議期間中の日程として、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、12月11日は議案に対する質疑及び一般質問、翌12日及び13日は一般質問を行います。

14日は予算決算常任委員会及び議会運営委員会を開催。

15日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催。

最終日、12月20日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長(作田喜秋君) お諮りいたします。

12月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって12月会議の審議期間は、本日から12月20日までの17日間と決しました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により3番形岡弘士君、4番谷口佳保君を指名

いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 早川 聡君登壇)

○議会事務局長(早川 聡君) おはようございます。

9月第2回会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算決算常任委員会は、各1回開催いたしました。

議会運営委員会は4回開催し、11月27日には12月会議の日程等について協議を行いました。

議会だより編集委員会は2回開催し、12月1日に議会だより第127号を発行いたしました。

また、会派代表者会及び新任議員会議は各1回開催いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

10月4日、幡多6市町村議員研修会が黒潮町で開催され、議長をはじめ多数の議員が出席。

10月10日、土佐清水市暴力追放市民会議総会が開催され、議長が出席。

10月12日、幡多広域市町村圏事務組合議会令和5年10月定例会が幡多クリーンセンターで開催され、議長が出席。

10月13日、第63回土佐清水市美術展覧会開会式が開催され、議長が出席。

10月25日から26日、高知縣市議会議長会視察研修及び第18回全国市議会議長会研究フォーラムが北九州市で開催され、議長が出席。

10月26日、こうち人づくり広域連合によるトップセミナーが高知市で開催され、副議長が出席。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知市で開催され、議長が出席。

11月6日、幡多三市議会議員研修会が本市で開催され、副議長をはじめ多数の議員が出席。

11月9日、土佐清水市戦没者追悼式が市民文化会館で開催され、議長が出席し、追悼の辞を述べました。

11月10日から11日、豊見城市・土佐清水市姉妹都市締結30周年記念レセプション及びイベント等が豊見城市で開催され、議長が出席。

11月13日、全国過疎地域連盟第56回定期総会が東京都で開催され、議長が出席。

11月14日、四国西南地域道路整備促進協議会による四国地方整備局要望活動に、副議長

が出席。

1 1月20日、四国西南地域道路整備促進協議会による中央要望活動に、議長が出席。

1 1月21日、第55回土佐清水市社会福祉大会が開催され、副議長が出席し、祝辞を述べました。

1 1月22日、一般社団法人土佐清水ジオパーク推進協議会理事会及び臨時社員総会が開催され、議長が出席。

1 1月23日、第63回土佐清水市美術展覧会授賞式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1 1月27日、土佐清水市県道改良促進協議会総会が開催され、議長及び産業厚生常任委員会委員長が出席。

1 2月2日、第40回土佐清水市産業祭及び第5回宗田節まつりが開催され、議長が出席し、テープカットを行いました。

同日、安芸市新庁舎落成記念式典が安芸市で開催され、副議長が出席。

次に、休会中の議員派遣について御報告いたします。

さきに申し上げました、10月8日開催の幡多6市町村議員研修会に8人の議員が、また、11月6日開催の幡多三市議会議員研修会に9人の議員が、11月17日開催のこうち人づくり広域連合による議会広報研修に1人の議員が、11月27日開催の土佐清水市県道改良促進協議会総会に産業厚生常任委員会委員長が、それぞれ派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

1 2月会議に提出されております案件は、報告第8号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」の報告1件及び議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第74号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの議案18件、計19件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（作田喜秋君） 諸般の報告は終わりました。

日程第4、市長提出、報告第8号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」の報告1件及び議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第74号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの議案18件、計19件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 程岡 庸君登壇)

○市長(程岡 庸君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和5年土佐清水市議会定例会12月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第7号)をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、本年9月5日に病気療養のため辞職されました泥谷前市長におかれましては、2期半、10年3か月の長きにわたり市長を務められ、五つの柱を核とした基本政策のもと、さまざまな分野において、市政発展、市民福祉の向上に御尽力を賜りました。市民の代表として、これまでの泥谷前市長の御功績に対しまして敬意を表しますとともに、改めまして、心から深く感謝申し上げます。

また、さきの市議会議員補欠選挙において、市民の支持を受け、御当選されました方々におかれましては、心からお喜びを申し上げます。今後の御活躍を御期待申し上げます。

私は、去る10月22日の市長選挙におきまして、市民の皆様をはじめ、各方面の方々からの力強い御支援と温かい御厚情を賜り、第19代土佐清水市長として、新たに市政運営を担わせていただくこととなりました。市民の皆様の「命」と「暮らし」を守る、その職務と責任の重さに、身の引き締まる思いであります。

これまで、泥谷前市長が築いてこられた市政の継続すべき部分はしっかりと引き継ぎ、市民の皆様に寄り添い、培ってきた経済人としての経験や、人脈を生かしながら、全職員一丸となり、市民の皆様に幸せを感じていただける、魅力あるまちづくりの実現に向け、これからの4年間、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、市民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

まず一つ目の柱となる「福祉」についてであります。

地域には、年齢や性別、疾病や障害の有無など、様々な特性や背景を持つ方が生活されています。それぞれ異なった生活環境の中、不安や悩みを抱えながら生活をされている方もおられます。誰もが自分らしく、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを進めるため、障害のある方や高齢者が生き生きと暮らせるための環境整備をはじめとして、パートナーシップ及びファミリーシップ制度の推進、在宅治療者への支援など、地域福祉の充実につなげる取組を進めてまいります。

また、人生100年時代の中、安心の基盤となる「健康づくり」や「生きがい対策」等について積極的に取り組んでいくことが重要となってくることから、健康寿命のさらなる延伸を図

るため、社会参加や健康づくり、疾病予防、介護予防等の事業について、より一層推進するなど「元気人を育む」を事業の柱として、各施策の実現に向けた事業を実施してまいります。

次に、二つ目の柱となる「教育」についてであります。

現在、学校の教育環境は、2020年に発生したコロナ禍をきっかけとして、オンラインを活用した授業を実施する学校も出てくるなど、全国的に情報通信技術（ICT）を活用した教育環境へと大きく変化してきております。文部科学省では、教育現場のICT化の実現を目標に掲げており、今後ますます加速するものと思われまます。

本市におきましても、国の動向を注視しながら、ICTの活用を推進するため、教育現場へITやインターネットを積極的に活用するなど、教育現場におけるDXを推進してまいります。

また、市民の貴い命を守るための取組として、南海トラフ地震に備えた避難場所等における蓄電池などの再生可能エネルギーの活用や、被災者ニーズに対応できる災害避難所の確保等の取組について、防災教育・防災対策として進めてまいる所存であります。

「夢あふれる安心なふるさと」を事業の軸として、各施策に対する事業について、それぞれ取組を進めてまいります。

次に、三つ目の柱となる「経済」についてであります。

日本経済は、ウクライナ情勢等に起因する物価高騰などにより、国民生活や企業経営等に大きな影響が生じ、長期的な低迷状態にあります。本市においても例外ではございません。本年5月8日に新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類へと移行し、コロナ禍前の生活が戻りつつある中、観光業においては、徐々ににぎわいを取り戻しつつありますが、地域経済については、まだまだ厳しい状況が続いています。

そのような状況の中、活気ある土佐清水市を取り戻すため、中小企業振興の推進や、積極的な起業支援、諸外国人の就労支援、農林水産業の振興などの取組を強化することで地域産業の活性化を図るとともに、テレワークなどのデジタル技術を活用した積極的な企業誘致を進めることにより、さらなる雇用の場の確保にも努めてまいります。

また、SDGsの取組を進めることで、持続可能なまちづくりに取り組むとともに、観光関連では、漁業などの体験型観光の推進、地域産業活性化のためのインバウンド観光の人材育成、インターネットを活用した多言語対応の観光誘客などにも積極的に取り組んでまいります。

さらに、市民サービスの向上を図るため、行政手続をデジタル化するなど、自治体DXの取組を加速させるとともに、市内出身者との連携強化による地域活性化や、政策評価の充実についても取組を進め「元気なふるさと」を事業の軸として、各施策に対する事業について、それぞれ取組を進めてまいります。

そのほかにも「給食無料化」「ふるさと納税6億円」「中央町火災跡地の早期再生開発」

「めじかポイント5パーセント政策」「奨学金のさらなる充実」などの5事業については、即実行する政策として掲げておりますので、実現に向け取り組んでまいります。

また、重要な施策については、令和6年度の重点事業として、優先的に当初予算へ計上するなど、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、どうか市民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、姉妹都市交流事業についてであります。

本市と豊見城市は、ジョン万次郎が取り持つ縁により、平成5年2月に姉妹都市提携を結び、本年度姉妹都市締結30周年を迎えました。この間、姉妹都市交流事業として、少年野球を通じたスポーツ交流や、本市で2年に一度開催している「土佐清水ジョン万祭り」へ来清していただくなど、これまで様々な交流により、友好関係を深めてまいりました。

このたび、豊見城市において、11月11日開催の「とみぐすく祭り」に合わせて実施された「姉妹都市盟約30周年セレモニー」へ出席するため、作田議長にも参加していただき、私を含め訪問団9名で豊見城市を訪問し、市長表敬訪問や、本市の特産品販売などを通して、豊見城市の皆様と交流を深めることができました。

豊見城市での滞在時には、豊見城市スポーツ少年団や、沖縄ジョン万次郎会の皆様をはじめ、たくさんの皆様から温かい歓迎を受け、心の籠もったおもてなしをいただきました。忘れ難い、貴重な時間を共に過ごすことができましたことに対しまして、心から深く感謝の意を表します。

今後におきましても、両市がお互いの友情を育み、姉妹都市の絆をより一層深めることができるよう、幅広い交流事業を推進してまいります。ジョン万次郎がつないだ縁を大切に、これまで姉妹都市交流を支えてくださった先人の思いを受け継ぎ、次世代を担う子供たちへ、その絆が受け継がれ、末永い姉妹都市交流が続くよう、今後も努めてまいります。

それでは、御提案いたしました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

報告8号は、令和5年5月25日に発生した個人宅の床板損傷に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年10月6日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

議案第57号から議案第62号までは、令和5年度予算に係る補正予算案であります。

議案第57号、一般会計補正予算（第7号）は、ふるさと納税の寄附額増に係る経費として4,289万5,000円、地域電子通貨「めじか」のプレミアムポイント付与に係る経費として743万円、産地市場スマート化モデル構築事業として212万3,000円を計上しているほか、人事院勧告等に伴う人件費として4,281万8,000円など、歳入歳出それぞれ3億198万1,000円を補正計上し、一般会計予算総額は106億3,340万3,000円となります。

次に、特別会計では、5会計につきまして補正予算案を計上させていただきました。

議案第58号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、人事院勧告及び各種手当の実績見込みに伴う人件費の増額並びに令和4年度繰越金の財政調整基金への積立金などを計上しております。

議案第59号、介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第61号、特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）は、人事院勧告及び各種手当の実績見込みに伴う人件費の増額を計上しております。

議案第60号、再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）は、人事院勧告等に伴う人件費の増額及び太陽光発電所の修繕工事に係る工事請負額の増額、令和4年度繰越金の再生可能エネルギー事業基金への積立金を計上しております。

議案第62号、水道事業会計補正予算（第2号）は、人事院勧告及び各種手当の実績見込みに伴う人件費の増額及び業務継続計画（BCP）の策定に係る委託料の増額などを計上しております。

議案第63号は、令和5年人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われることから、本市においても国家公務員の給与改定に準じた給与改定等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第64号及び議案第65号は、令和5年人事院勧告に準じた特別職の国家公務員の給与改定に準じて、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当に係る支給月数の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第66号は、昨年9月会議において、職員の定年引上げに係る部分について条例の一部改正を行った際、定年前早期退職者の年齢について、国家公務員と同様の改正内容としていたことから、本市が規定する年齢へと修正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第67号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用部分等に係る条文の整備を行う必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第68号は、関係省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税に係る適用期限の延長や、過疎地域となる対象地区を除くことなどについて、条例の一部を改正するものであります。

議案第69号は、マイクロチップを装着した犬の登録手数料について、狂犬病予防法の特例に基づき、手数料徴収の対象から除くことについて、条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月1日から被保険者に係る産前産後期間の保険

料を軽減することについて、条例の一部を改正するものであります。

議案第71号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第72号は、令和6年4月1日から水道料金を改定することについて、条例の一部を改正するものであります。

議案第73号及び議案第74号は、指定管理期間が満了となる「爪白キャンプ場」及び「白山洞門展望足湯」の二つの公の施設について、現在の指定管理者を引き続き指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」及び議案第59号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」並びに議案第61号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」の議案3件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」、御説明をいたします。

歳出から、御説明いたします。

補正予算書の18ページをお願いいたします。

初めに、本予算で計上しております1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につ

きましては、退職手当以外は、本年度の人事院勧告及び決算見込みに伴う、特別職及び職員の人件費の増減でありますので、説明は省略させていただきます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等のうち、退職手当につきましては、年度途中で退職した職員と前市長の退職手当金を計上するものであります。

2 0 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目賦課徴収費、1 2 節委託料 1 2 5 万 7, 0 0 0 円は、令和 6 年度から、国税の森林環境税が、市税の個人住民税に合わせて、賦課徴収されることから、基幹システムの改修費用を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書 1 ページを御参照願います。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、1 2 節委託料 3 1 1 万 7, 0 0 0 円は、令和 6 年度から、マイナンバーカードに記載された氏名に、振り仮名及びローマ字の表記が記載されることに伴い、基幹システムの改修費用を計上するものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されます。

2 1 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、2 2 節償還金、利子及び割引料 3 1 5 万円は、子育て世帯生活支援特別給付金の令和 4 年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

2 2 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費、1 9 節扶助費 1 2 6 万 5, 0 0 0 円は、障害児のデイサービス事業に係る支援費用を、利用者数の増に伴い、増額するものであります。財源につきましては、国及び県支出金を見込んでおります。

2 2 節償還金、利子及び割引料 1 8 4 万 9, 0 0 0 円は、障害者自立支援給付費等の令和 4 年度分の実績確定に伴い、国及び県支出金の精算返還金をそれぞれ計上するものであります。

3 目老人福祉費、1 2 節委託料 2 9 9 万 4, 0 0 0 円は、本市から市外の養護老人ホームに入所している方々への支援費につきまして、当初見込みより入所者数が増となったことに伴い、増額するものであります。

2 7 節繰出金 7 6 万 8, 0 0 0 円の減額は、特別養護老人ホームしおさい特別会計における、今回の人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

4 目福祉医療費、1 9 節扶助費 3 0 0 万円は、決算見込みに伴い、福祉医療費を増額するものであります。

2 2 節償還金、利子及び割引料 1 4 万 5, 0 0 0 円は、養育医療費の令和 4 年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

23ページをお願いいたします。

3款1項7目介護保険対策費、18節負担金、補助及び交付金、介護保険利用者負担額助成金65万8,000円は、決算見込みに伴い、増額するものであります。

22節償還金、利子及び割引料1万9,000円は、低所得者保険料軽減事業の令和4年度分の実績確定に伴い、県支出金の精算返還金を計上するものであります。

27節繰出金93万6,000円は、介護保険特別会計における今回の人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

8目社会長寿費、18節負担金、補助及び交付金、「高齢者集いの場」応援事業補助金46万4,000円は、各地区で実施されるサロン等への参加者数の増に伴い、増額するものであります。

27節繰出金54万7,000円は、介護保険特別会計における今回の人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

24ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち、子どものための教育・保育給付（施設型給付）699万4,000円は、しみず幼稚園に対する給付及び補助金で、公定価格の基本単価の上昇に伴い、増額するものであります。財源につきましては、国及び県支出金を見込んでおります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうち、幼稚園保育料等無償化事業費補助金91万9,000円は、少子化対策として、本年度より、市内保育園及び幼稚園の保育料を完全無償化としており、しみず幼稚園に対し、保護者が負担する保育料を、補助金として交付する予算を計上しておりますが、入所者数の増に伴い、増額するものであります。

22節償還金、利子及び割引料73万4,000円は、児童福祉費における各種事業の令和4年度分の実績確定に伴い、国及び県支出金の精算返還金をそれぞれ計上するものであります。

3目母子福祉費、22節償還金、利子及び割引料15万7,000円は、母子家庭等対策総合支援事業の令和4年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

25ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費、22節償還金、利子及び割引料56万7,000円は、生活困窮者への自立相談支援事業及び就労準備支援事業の令和4年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

2目扶助費、22節償還金、利子及び割引料2,909万1,000円は、生活保護費の令和4年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

26ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金53万9,000円は、国民健康保険事業特別会計における、今回の人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

4款1項2目感染症対策費、22節償還金、利子及び割引料9万1,000円は、感染症予防対策事業の令和4年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

27ページをお願いいたします。

4款1項3目健康増進事業費、18節負担金、補助及び交付金7,301万8,000円は、高知県後期高齢者医療広域連合への医療給付に係る負担金を増額するものであります。

28ページをお願いいたします。

5款1項5目畜産振興費、18節負担金、補助及び交付金、配合飼料高騰激変緩和対策事業費補助金114万3,000円は、畜産農家に対する物価高騰支援策として、配合飼料コストの一部を支援する予算を6月補正予算に計上いたしましたが、実績見込みに伴い、増額するものであります。

5款2項4目林道費、18節負担金、補助及び交付金6万1,000円は、高知県山林協会会費及び分担金を増額するものであります。

29ページをお願いいたします。

5款3項1目水産業総務費、18節負担金、補助及び交付金、水産業振興事業費補助金212万3,000円は、高知県漁協清水統括支所に対する補助金で、デジタル技術を活用し、メジカの入札を電子化するために必要な費用を支援するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

5款3項3目漁港建設費、18節負担金、補助及び交付金120万2,000円は、県が実施する清水漁港の改修工事に係る市負担金を計上するものであります。財源につきましては、地元分担金を見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費、7節報償費743万円は、地域電子通貨「めじか」のチャージ料が当初見込みより多かったことに伴い、ポイント付与に係る費用を増額するものであります。

6款1項4目観光商工施設費、12節委託料13万4,000円は、関係者等への聞き取り調査及び再提出された実績報告書等を精査した結果などに基づき、竜串貝類展示館の令和4年度分の指定管理料を増額するものであります。

6目ふるさと魅力推進費につきましては、ふるさと納税の寄附額増に伴い、関連する経費を増額するもので、当初予算では寄附額を2億円と見込んで、関連する経費を計上しております。

が、現時点での実績見込みにより、寄附額を3,000万円増の2億3,000万円と見込み、関連する経費を増額するものであります。31ページの、7節報償費には、返礼品代として670万円、11節役務費には、返礼品の送料及び寄附金の収納代行手数料として298万5,000円、13節使用料及び賃借料には、ポータルサイトの利用料として321万円を計上し、24節積立金3,000万円は、寄附金を基金に積み立てるものであります。

7款1項1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金2,219万2,000円は、県が実施する道路及び急傾斜地崩壊対策等の工事に係る市負担金につきまして、当初予算での計上を見送っておりましたが、施工箇所及び概算事業費が確定したことに伴い、計上するものであります。財源につきましては、地元分担金と地方債の充当を見込んでおります。

33ページをお願いいたします。

7款6項1目港湾建設費、18節負担金、補助及び交付金24万円は、県が実施する港湾整備工事に係る市負担金を計上するものであります。財源につきましては、地元分担金と地方債の充当を見込んでおります。

34ページをお願いいたします。

8款1項4目消防施設費、14節工事請負費90万円は、久百々消防屯所の外壁修繕費用を計上するものであります。

37ページをお願いいたします。

10款2項3目河川等現年補助災害復旧費につきましては、6月2日の大雨災害に伴う災害復旧工事に要する費用を、6月補正予算に計上いたしました。道路及び河川の補助災害復旧工事におきまして、工法変更が生じたことに伴い、関連経費を増額するものであります。財源につきましては、国庫支出金と地方債の充当を見込んでおります。

次に、歳入について、御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税1億1,647万5,000円は、歳出予算の一般財源として計上するもので、今年度の普通交付税の確定額により、増額しております。

12款1項分担金から、16ページの17款1項5目商工費寄附金につきましては、歳出予算の財源として、計上するものであります。

17ページをお願いいたします。

19款1項1目繰越金6,938万5,000円は、歳出予算の一般財源として計上するものであります。

20款4項1目雑入のうち、4節衛生費雑入404万9,000円は、高知県後期高齢者医療広域連合への医療給付負担金の令和4年度分の精算返還金を計上し、6節商工費雑入99万

3, 000円は、関係者等への聞き取り調査及び、再提出された実績報告書等を精査した結果などに基づき、令和4年度の海ギアラテラス指定管理料の返還金を計上するものであります。

21款1項市債につきましては、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき、計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、災害対応特殊ポンプ自動車購入におきまして、現時点で既に、年度内の納車が見込めないことから、翌年度に繰越して使用できる予算の限度額を定めるものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正につきましては、2か年以上の契約を行うため、その期間と限度額を設定するもので、まず、高知県産業廃棄物最終処分場建設負担金につきましては、佐川町に建設している産業廃棄物最終処分場におきまして、地盤の支持力強化に伴う追加工事が必要となり、工期が延長され、事業費も増額となることから、本市負担金につきましては、新たに期間と限度額を設定するものであります。

宿毛市陸上競技場改修事業補助金につきましては、9月補正予算におきまして、設計費用に係る本市補助金を計上しておりますが、改修工事につきまして年度内に2か年にわたる契約を行う予定であることから、改修工事に係る本市補助金につきましては、期間と限度額を設定するものであります。

11ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億198万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は106億3,340万3,000円となります。

以上で、議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」の説明を終わります。

次に、議案第59号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

歳出から説明をいたします。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の計70万6,000円、1款3項2目認定調査等費の計23万円、4款2項1目一般介護予防事業費の計35万円、11ページの、4款3項1目包括的支援事業

費の計73万1,000円は、本年度の人事院勧告及び決算見込みに伴う、職員の人件費の増減であります。

次に、歳入について、御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金から、9ページの、7款1項一般会計繰入金につきましては、歳出予算の財源として計上するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は21億3,689万円となります。

以上で、議案第59号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

次に、議案第61号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

歳入歳出一括して、説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目施設介護サービス管理費の計124万円の減額、3款1項1目短期入所生活介護事業費の計47万2,000円は、本年度の人事院勧告及び決算見込みに伴う、職員の人件費の増減であります。

歳入、6款1項2目一般会計繰入金につきましては、歳出予算に伴い、減額するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は4億3,105万2,000円となります。

以上で、議案第61号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

以上、私からの説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、議案第58号「令和5年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び議案第60号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予

算（第1号）について」の議案2件について説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 岡田旭生君登壇）

○市民課長（岡田旭生君） それでは、議案第58号「令和5年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

それでは、補正予算書の9ページの歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、1節報酬20万円、2節給料2万2,000円、3節職員手当等32万6,000円の増額、4節共済費9,000円を減額の人件費53万9,000円につきましては、令和5年度人事院勧告等に伴い増額するものでございます。

2款1項1目18節負担金、補助及び交付金1億8,980万6,000円は、9月までの診療実績の増加に伴い国保連合会への療養給付費分の負担金を増額するものです。

2款2項1目18節負担金、補助及び交付金4,905万5,000円は、9月までの高額療養費実績の増加に伴い国保連合会への負担金を増額するものです。

なお、当該両負担金は全額、県より交付されます。

10ページをお願いいたします。

7款1項1目24節積立金は、令和4年度の決算確定により、剰余金のうち、基金への積立金として、令和4年度保健事業精算額確定に伴う返還金52万5,000円を差し引きした8,305万9,000円を地方財政法第7条及び土佐清水市国民健康保険事業財政調整基金条例第2条に基づき基金に積み立てるものです。

9款1項7目22節償還金、利子及び割引料の52万5,000円は、令和4年度の特典健康診査等負担金償還金及び特別調整交付金返還金確定により計上するものです。

続いて、歳入を御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目1節保険給付費等交付金（普通交付金）2億3,886万1,000円は、歳出で御説明いたしました、県より交付される診療給付費分1億8,980万6,000円と高額療養費分4,905万5,000円分の財源として計上するものです。

6款1項1目3節職員給与費等繰入金53万9,000円は、歳出で御説明いたしました人件費の増額によるものです。

7款1項1目繰越金8,358万4,000円につきましては、歳出で御説明いたしました、積立金の8,305万9,000円と償還金、利子及び割引料52万5,000円の財源として計上するものです。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億2,298万4,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ22億9,971万9,000円となります。

以上で、議案第58号「令和5年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。

次に、議案第60号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

歳出から、御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節給料11万7,000円、3節職員手当等12万9,000円、4節共済費8万3,000円を合わせました人件費32万9,000円につきましては、令和5年度人事院勧告等に伴い増額するものです。

同じく、1款1項1目14節工事請負費2,719万2,000円につきましては、太田と中浜に設置の太陽光発電システムのパワーコンディショナーについて、経年により発電効率が落ちることから性能の維持、部品劣化による事故防止等のため、稼働後10年を目安に行うオーバーホールに係る経費を計上するものです。

2款1項1目24節積立金は、令和4年度の決算確定により、剰余金のうち、基金への積立金として400万円を地方財政法第7条及び土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例第2条に基づき基金に積み立てるものです。

続いて、歳入をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

5款2項1目1節再生可能エネルギー事業基金繰入金2,390万5,000円につきましては、歳出で御説明いたしました人件費32万9,000円及び太陽光発電システムのパワーコンディショナーのオーバーホール費用に係る工事請負費の財源として2,357万6,000円を計上いたしました。

6款1項1目1節前年度繰越金761万6,000円につきましては、歳出で御説明いたしました積立金の財源として400万円と太田と中浜の太陽光発電システムのパワーコンディショナーの工事請負費の財源の一部として361万6,000円を計上いたしました。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,152万1,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億4,910万5,000円となります。

以上で、議案第60号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（作田喜秋君） 次に、議案第62号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」、説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 山本 実君登壇）

○水道課長（山本 実君） 議案第62号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

水道事業補正予算書の4ページから5ページをお願いします。

4ページ中段の収益的支出の、1款1項2目配水及び給水費18万2,000円の増額及び4目総係費38万8,000円の増額は人事院勧告による人件費を増額するものであります。

5ページ下段の資本的支出の、1款1項1目給料17万3,000円の増額、手当16万1,000円の増額及び法定福利費3万2,000円の増額は、人事院勧告による人件費を増額するものであります。

5ページ最下段の委託料の700万円の増額につきましては、業務継続計画（BCP）策定業務に係る予算計上です。この業務継続計画（BCP）を策定する目的は、大規模な地震等の発生で水道事業の継続に影響を与える事態が発生した場合において、影響を最小限に抑えながら事業を継続することができるよう、限られた人員や物資を有効に活用し、優先度の高い業務から速やかに復旧・再開するための対応策及び行動手順を示すことです。この業務は国庫補助金対象の生活基盤耐震化等交付金事業を活用して行い、5ページ中段の資本的収入の、1款3項1目233万3,000円の国庫補助金を計上しています。

なお、詳細につきましては、予算審議における事業説明書の3ページを御参照ください。

1ページをお願いします。

第2条として、令和5年度土佐清水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を支出2億9,906万6,000円と補正します。

第3条として、資本的収入及び支出の予定額を収入1億8,933万3,000円、支出2億7,632万5,000円と補正します。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,699万2,000円は、過年度分・当年度分損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものとします。

第4条として、職員給与費の予定額を5,569万6,000円と補正します。

以上で、議案第62号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（作田喜秋君） 次に、報告第8号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」の報告1件及び議案第63号「土佐清水市一般職の職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第74号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの議案12件、計13件について説明を求めます。

総務課長。

(総務課長 東 直能君登壇)

○総務課長(東 直能君) それでは、今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより、御説明いたします。

議案つづりをお願いいたします。

報告第8号「専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」、議案つづり1ページから2ページまでであります。

今回報告の専決処分した事件について、概要について御説明申し上げます。

本件は令和5年5月25日木曜日、午前10時50分頃、幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構の現地研修に参加した本市職員が、個人宅における搜索研修の際、搜索先の黒潮町内の個人宅の1階廊下部分の床板を誤って踏み抜き損傷を与えた事案に関し、損害賠償額6万9,575円にて示談が成立した件を報告するものであります。

続いて、議案第63号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり9ページから18ページまでであります。

本案は、令和5年8月7日に令和5年度の国家公務員の給与改正に係る人事院勧告がなされ、これを受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が10月20日に閣議決定がなされた後、国会の衆参両院を通過し11月18日に公布されたことを受け、本市においても国家公務員と同様の改正を行うため、土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を本会議において上程するものであります。

具体的な給与改正の内容として、第1条の改正では、令和5年度の給与改正を規定しており、月例給については、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給表を引き上げる改定としております。

期末・勤勉手当に関し、一般職について令和5年度は、期末手当の率を12月は0.05月分引き上げて1.25月分、勤勉手当の率は12月を0.05月分引き上げて1.05月分とし、年間の期末・勤勉手当の率を現行の4.4月分から4.5月分へ引き上げることとしております。

また、会計年度任用職員の月例給についても、本年9月会議の議案第54号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」において、職員給与が人事院勧告により改正された場合は、会計年度任用職員についても職員同様に改正を行い、従来は実施していなかった遡及適用を行うこととなっているため、今回の人事院

勧告により会計年度任用職員の月例給も大幅引上げになるとともに、初めて遡及適用がなされることにより、今年4月から12月までの月例給の人勧差額を12月28日に支給する予定とされています。

こちらは、フルタイム任用についてもパートタイム任用についても同様の取扱いとなります。

続いて、第2条の改正では、令和6年度の期末・勤勉手当の支給率に係る改正を規定しており、一般職について令和6年度は、期末手当の率は6月と12月ともに1.225月分に、勤勉手当の率は6月と12月ともに1.025月分とし、年間支給率を令和5年度改正後と同じ4.5月分とし、6月と12月に均等に振り分けた支給率とすることとしております。

続いて、議案第64号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり19ページから20ページまでであります。

本案は、市長等の特別職の給与に関する改正条例案となります。

国家公務員の特別職の期末手当の支給月数は、国の一般職の指定職職員に準じ改定されることとなっており、元となる国の一般職の指定職職員の期末・勤勉手当の支給月数は、人事院勧告に基づき改定されます。

令和5年度の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職である指定職職員の期末・勤勉手当は、支給月数が年間0.1月分引き上げられ、改定前の年間支給月数3.3月分が3.4月分となります。このため、国家公務員の特別職の期末手当も0.1月分引き上げられることとなり、年間支給月数も指定職の期末・勤勉手当の支給月数と同一のものとなります。

第1条の改正においては、国家公務員の特別職の期末手当が人事院勧告により0.1月分引き上げられることに準じ、本市の特別職の期末手当を0.1月分引き上げる改正を行うものです。このため、年間支給月数が現在の3.15月分から3.25月分へ引き上げられます。

第2条の改正は、令和6年度以降の特別職の期末手当の支給率を改正するもので、令和5年度人勧後の年間支給月数の3.25月分を2回で均等に割った1.625月分をそれぞれ6月と12月に支給するよう改正するものとなっております。

続いて、議案第65号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり21ページから22ページまでであります。

本案は、市議会議員の期末手当に関する改正条例案となります。

さきの議案第64号議案と同様に、令和5年度の国家公務員の特別職の給与改正に準じて、特別職の期末手当の支給率を引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものです。

第1条の改正においては、特別職の期末手当の支給月数が人事院勧告に準じて0.1月分引き上げられることに伴い、市議会議員の期末手当を0.1月分引き上げる改正を行うものです。

このため、年間支給月数が3.15月分から3.25月分へ引き上げられます。

第2条の改正は令和6年度以降の市議会議員の期末手当の支給率を改正するもので、令和5年度人勧後の年間支給月数の3.25月分を2回で均等に割った1.625月分をそれぞれ6月と12月に支給するよう改正するものとなっております。

続いて、議案第66号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり23ページから24ページまでであります。

本案について、市職員の退職手当の勸奨対象の年齢に関する条例改正となります。

定年延長制度の導入に伴い退職年齢は今後順次引き上げられることとなりますが、勸奨退職の年齢の規定では、国と本市では運用が異なっているため、この運用に適合した退職手当に係る勸奨対象の規定とするため、引き上げられた定年年齢から差し引く年齢数の規定を改める等の条例改正を行うものであります。

続いて、議案第67号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり25ページから26ページまでであります。

本案について、本年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が廃止されることとなり、別表第2に規定されていた情報提供ネットワークを利用して情報照会を行う具体的な事務手続、情報提供する特定個人情報の内容等を、省令で規定する改正が行われます。

この法改正により、法で新たに定義された用語の追加を行うとともに本市条例上で別表第2を引用していた部分を、改正法に対応した条例改正を行うものです。

また、条例中の用語である「番号法」を「法」という表記に変更する軽微な改正も同時に行うものであります。

続いて、議案第68号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり27ページから28ページまでであります。

本案は、半島税制に関し、令和5年3月31日に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が公布されたことにより、本市条例を改正するものです。

具体的には、令和3年4月から施行された新過疎法の適用を受ける地区の除外の規定を加え、適用期限を2年延長し、令和7年3月末までとする改正を行うものです。

議案第69号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり29ページから30ページまでであります。

本案は、飼い犬の登録手数料に関する手数料条例の改正となります。

狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料に関し、令和4年6月1日改正の狂犬病予防法施行規則により、装着されたマイクロチップの情報提供を国へ希望した市区町村の犬のうち、環境省に登録した犬のマイクロチップを狂犬病予防法の鑑札とみなすことで、犬の飼い主の市区町村窓口での新規登録等の手続を不要とする特例制度が施行されたことに伴い、市区町村が登録手数料を徴収しないことができる規定が追加され、本市は今後、特例制度に参加することを予定しており、それに備え、環境省への登録を行った場合には、市の登録は不要でかつ登録手数料も不要とするよう今回条例改正を行うものです。

続いて、議案第70号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり31ページから33ページまでであります。

本議案は、国保被保険者の産前産後の保険料を軽減する条例改正となります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令がそれぞれ令和5年5月19日と令和5年7月20日に公布され、令和6年1月1日から施行することとなり、具体的な改正内容として、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険料を軽減する制度が創設されました。これに伴い、本市の国民健康保険税条例の一部改正し、出産者の国保税の所得割額と均等割額を減額するものとなっております。

議案第71号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり34ページから37ページまでであります。

本案は、令和5年5月31日に消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等についての基準の見直しが図られたことを受け、本市の火災予防条例を改正するものであります。

続いて、議案第72号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。議案つづり38ページから39ページまでであります。

本議案は、水道料金に関する条例改正となります。

現在の水道料金は、平成30年度に改定し5年が経過しようとしています。人口減少に伴う給水人口の減少による料金収入の減少、老朽化した設備更新費用の負担、送水などに必要な電気代の高騰の問題に対応し、今後において安定的に水道事業を維持していくため、令和6年4月から料金の改定を行うための条例改正を行うものであります。

続いて、議案第73号「土佐清水市爪白キャンプ場の指定管理者の指定について」、議案つ

づり 40 ページであります。

本案は、現指定管理者との契約が令和 6 年 3 月末で終了する爪白キャンプ場の指定管理者の選定について、令和 5 年 8 月 2 日及び 11 月 6 日に指定管理者選定委員会を開催し、選定委員会において総合的に判断し、11 月 8 日に市長に対し答申した結果、現指定管理者である株式会社スノーピークを令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間の指定管理者の候補者とすることを決定しましたので、地方自治法で公の施設の設置、管理及び廃止について規定した第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第 74 号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」、議案 つづり 41 ページであります。

本案は、現指定管理者との契約が令和 6 年 3 月末で終了する白山洞門展望足湯の指定管理者の選定について、令和 5 年 8 月 2 日及び 11 月 6 日に指定管理者選定委員会を開催し、選定委員会において総合的に判断し、11 月 8 日に市長に対し答申した結果、現指定管理者である一般社団法人あしずり温泉協議会を令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間の指定管理者の候補者とすることを決定いたしましたので、地方自治法で公の施設の設置、管理及び廃止について規定した第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、報告 1 件、条例改正案 10 件、指定管理者選定に係る提案 2 件について御説明申し上げます。何とぞ御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。

お諮りいたします。

本日、7 番山崎誠一君から、議会運営委員を辞任したいとの申出がありました。

この際、「議会運営委員の辞任の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員の辞任の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議会運営委員の辞任の件」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、7 番山崎誠一君の退場を求めます。

（7 番 山崎誠一君退場）

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

本件は、申出のとおり、7 番山崎誠一君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、7番山崎誠一君の議会運営委員の辞任を許可することに決しました。

7番山崎誠一君の入場を求めます。

(7番 山崎誠一君入場)

○議長(作田喜秋君) ただいま議会運営委員が一人欠員となりました。

お諮りいたします。

「議会運営委員の選任の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員の選任の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議会運営委員の選任の件」を議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員には、4番谷口佳保君を指名したいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、4番谷口佳保君を議会運営委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月11日、午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、12月6日、午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

なお、この後、市議会・市執行部による合同避難訓練が行われますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時39分 散 会